

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則をここに公布する。

平成十九年六月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

## 千葉県規則第七十一号

### 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言及びあつせんの申立て)

**第二条** 条例第二十一条第一項又は第二項の規定により助言又はあつせんの申立てをしようとするものは、助言（あつせん）申立書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申立てがあつたときは、処理の結果を申立人に通知するものとする。

(書面の交付)

**第三条** 条例第二十四条第二項又は第三項の規定による勧告は、当該勧告の理由を記載した書面により行うものとする。

(意見聴取の手続)

**第四条** 千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第三章第二節の規定は、知事が条例第二十五条の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「勧告」と、「条例等」とあるのは「条例」と、千葉県行政手続条例第十九条第一項中「職員その他規則で定める者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(訴訟費用の貸付けの限度額)

**第五条** 条例第二十六条に規定する訴訟に要する費用の貸付け（弁護士に支払うべき報酬その他の訴訟に要する費用の貸付けをいう。以下「訴訟費用の貸付け」という。）に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、訴訟一件につき百万円とする。

(貸付金の利息)

**第六条** 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申込み)

**第七条** 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、訴訟費用貸付申込書（別記第二号様式）に住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 次条の規定により訴訟費用の貸付けの決定を受けた者（以下「借受決定者」という。）で特別の事情により追加して訴訟費用の貸付けを受けようとするものは、訴訟費

用追加貸付申込書（別記第三号様式）に住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

**第八条** 知事は、前条第一項又は第二項の申込書の提出があつたときは、当該申込書の審査及び必要な調査を行い、訴訟費用の貸付けの可否及び貸し付ける場合における貸付金の額を決定し、これらを申込者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、条例第十四条第二項に規定する千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（貸付決定の取消し）

**第九条** 知事は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による訴訟費用の貸付けの決定を取り消すことができる。

- 一 次条第一項の契約を締結しないとき。
- 二 虚偽その他不正の手段により訴訟費用の貸付けの決定を受けたとき。
- 三 調整委員会が不適當であると認めたとき。

（貸付金の交付）

**第十条** 借受決定者は、訴訟費用の貸付けに係る契約を締結し、訴訟費用交付請求書（別記第四号様式）を知事に提出して貸付金の交付を受けるものとする。

2 前項の契約を締結しようとする借受決定者は、知事が適當と認める連帯保証人を立てなければならない。

（貸付金の返還の期限等）

**第十一条** 条例第二十七条に規定する規則で定める日は、訴訟が終了した日から起算して三月を経過した日とする。

2 知事は、前条第一項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、知事が指定する日までに貸付金の全部を返還させることができる。

- 一 正当な理由なく、第八条の通知を受けた日から起算して三月以内に訴訟が提起されないとき。
- 二 貸付金を目的外に使用したとき。
- 三 虚偽その他不正の手段により貸付金の交付を受けたとき。
- 四 訴訟を取り下げたとき。
- 五 連帯保証人が欠けた場合において、その者に代わる新たな連帯保証人を立てることができないとき。
- 六 条例若しくはこの規則に違反し、又は第十五条の規定による資料の提出、報告若しくは説明の求めに応じないとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、調整委員会が不適當であると認めたとき。

(返還の猶予)

**第十二条** 条例第二十七条ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、訴訟費用返還猶予申請書（別記第五号様式）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する場合における猶予の期間及び猶予に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

**第十三条** 知事は、借受者が正当な理由なく貸付金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(届出)

**第十四条** 借受者は、貸付金の返還が完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 訴訟を提起したとき。
  - 二 訴訟が終了したとき。
  - 三 訴訟について、請求の趣旨を変更したとき。
  - 四 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があつたとき。
  - 五 訴訟代理人に変更があつたとき。
  - 六 連帯保証人が死亡したときその他その者について連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 借受者が死亡したときは、その相続人は速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(資料の提出等)

**第十五条** 知事は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進捗状況、資金の使用状況等に関し必要な資料の提出、報告又は説明を求めることができる。

(点字による申立て等)

**第十六条** 第二条第一項、第七条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申立書等に代えて当該申立書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書を提出することができる。

## 附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

別 記

第一号様式（第二条第一項）

助言（あっせん）申立書

年 月 日

千葉県知事 様

申立者 住 所  
氏 名  
電話番号

下記の事案を解決するため、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり  
条例第21条第1項（第2項）の規定により、助言（あっせん）の申立てをします。

記

- 1 差別を受けたとされる者  
住 所  
氏 名
- 2 差別をしたとされるもの  
住 所  
氏 名
- 3 事案の概要
- 4 求める措置の内容
- 5 その他参考となる事項

第二号様式（第七条第一項）

訴訟費用貸付申込書

年 月 日

千葉県知事 様

申込者 住 所  
氏 名 ㊟

訴訟費用の貸付けを受けたいので、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 訴訟を提起する相手方

住 所  
氏 名

2 訴訟代理人

住 所  
氏 名  
電話番号

3 訴訟を提起する裁判所

裁判所 支部

4 訴訟の目的の価額

円

5 訴訟に要する費用の額

内訳 着手金 円  
実 費 円

第三号様式（第七条第二項）

訴訟費用追加貸付申込書

年 月 日

千葉県知事 様

申込者 住 所  
氏 名 ㊟

訴訟費用の追加貸付けを受けたいので、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 追加貸付申込額 円  
内訳 円

2 追加貸付けを必要とする事情

第四号様式（第十条第一項）

訴訟費用交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で（追加）貸付決定を受けた訴訟費用貸付金を下記のとおり交付するよう請求します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 請求金額  | 円 |

## 第五号様式（第十二条第一項）

## 訴訟費用返還猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

年 月 日に交付を受けた貸付金について返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 借受金額 円
- 2 訴訟の終了日 年 月 日
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還猶予を受けようとする額 円
- 5 返還猶予を受けようとする期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 6 返還方法
- 7 理由

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。